

Title	<書評>R. H. Hilton, A medieval Society Do., The English Peasantry in the Later Middle Ages
Author(s)	朝治, 啓三
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1977), 60(2): 278-283
Issue Date	1977-03-01
URL	https://doi.org/10.14989/shirin_60_278
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

R. H. Hilton, *A Medieval Society Do., The English Peasantry in the Later Middle Ages*

朝 治 啓 三

英国パーミンガム大学のヒルトン教授は最近フォード講義とその関連研究論文を集めて、新著 *The English Peasantry in the Later Middle Ages* (一九七五年) を刊行された。新著は対象とされた地域も、また時代的にも旧著 *A Medieval Society* (一九六六年) を引き継ぐものであり、十三—十五世紀英国西部の経済的発展を論理的かつ実証的に明らかにする意図の下に書かれている。

取り敢えず両著の章別構成を記しておこう。

A Medieval Society

第一章 地域、第二章 領主階級、第三章 所領、第四章 農民とその保有地、第五章 農民と荘園、第六章 村落共同体、第七章 都市・市場・手工業者、第八章 社会支配力・裁判と統治。

The English Peasantry in the Later Middle Ages

第一部 フォード講義 第一章 階級としての農民、第二章 村の社会構造、第三章 農民経済、第四章 対立と協調、第五章 農民社会の一部としての小都市、第六章 村落における婦人。

第二部 関連研究 第七章 中世ウォリックシャー農村の社会構造、第八章 十三世紀末グロスター修道院領のリース、第九章 十五世紀英国困乏前史の考察、第十章 封建社会における地代と資本形成、第十一章 中世スタフォードシャーの領主と農民。

両者ともセヴァン川沿いのグロスタシャーやウスタシャーを中心にミッドランド西部地域を対象とし、旧著は一二七〇—一三三〇年の間を中心に十三世紀初頭から十四世紀中期まで、新著は一三八〇—一四四〇年の間を中心に十四世紀中期以降十五世紀末までの期間を扱う。これら二つの時期は一三四九年の黒死病流行を境に、社会的経済的に異なった様相を示し、大まかに言えば、前期における大領主層の富裕化、後期における領主階級の経済的衰退によって特徴づけられている。すなわち旧著では第一・二・三章でこの地域の聖俗大貴族について、系譜、勢力関係や所領構造が分析され、大領主たちの直営地経営を革新する努力が語られる一方、第四章で農民保有地の細分化傾向が実証され、第五・六章における地代金納化や農奴身分をめぐる領主と農民の対抗関係検出という本書の主題の基礎を固めている。さらに第七章で商品経済の進展を確認したのち、第八章で領主権が地方レベルで王権を無視するほどに成長したことを結論している。

また新著第一章では、被支配階級としての農民を一括して把握すべきことが強調され、第二・三・四章では、中世後期における農民各層の経済的成長・富裕化が実証される。さらに第五章では、この成長を支えた商品経済の発展が示され、農村女性の富裕化を実証したユニークな第六章でフォード講義は締め括られている。第二部の第七・八章は十三世紀における農民階級の経済的解放の

先駆的形態を述べ、第九・十・十一章は、十四・十五世紀の富農層の経済的発展と領主階級の反動化・没落の様子を描いている。

このように地域史ではあるが全封建社会を視野に入れており、評者がこれだけ広範な分野すべてをカヴァーする力量を持ちあわせていない現在、ヒルトン説のごく一部については些か疑問を提示することで書評にかえたいと思う。

一

章別構成からもわかるように、ヒルトン説は、十三世紀イングランド封建社会成熟期において、農奴賦役による直営地経営に基礎を置く典型荘園領主である大貴族層が、好況期に富裕化する一方、商品経済の浸透による地代金納化等の現象を封建社会の解体要因とみなす点、或いは十四世紀後半以降、リース保有等の農民的土地所有が経済力を高めるのに対し、領主直営地経営が衰退することによって、封建社会は解体するとみなす点、これら二点の特徴としている。このようなイングランド封建社会の成熟と解体については、我国でも多大の関心をもって研究され、一定の成果も生まれた。そこで本稿では、ヒルトン説が想定している封建社会の「成熟」あるいは「解体」に対する、評者自身の疑問点を投げかける形で論を進めることとする。その疑問点の一つは、成熟期におけるいわゆる「非典型荘園的要素」を「成熟」との関わりで、どのように評価するかという問題であり、他の一つは、解体期における領主と農民の関係の評価をめぐる問題である。

上述の如く十三世紀初頭―十四世紀中期をイングランド封建社会の成熟期とするヒルトンは、この時期の経済的特徴として、ヨ

ロッパ規模での好況と大貴族の富裕化、西部ミッドランド地域における彼らの政治的、社会的影響力の増大傾向、彼らの所領経営における賦役の強化、保有地の細分化、テナント数の増加等を挙げている。彼がこの結論を引き出した史料は、主として、西部ミッドランド地域の大領主ウスター司教領の荘園記録である（旧著第三章）。そこには農奴賦役による直営地耕作で市場向けの穀物生産を行い、富裕化するという典型荘園の姿が描かれている。

しかし同時に、この地域には数多くの中小・非典型荘園が存在している。彼の描いた非典型荘園の一つ、グロスター修道院領を取り上げてみよう（新著第八章）。この修道院領は十三世紀においても領地分散型で、各荘園でも賦役の量は直営地耕作には不十分であった。この荘園で十三世紀後半、一部農民の保有条件が従来農奴の保有から、短期借地保有（リース）へと変えられ、また他のテナントの地代金納化も進んだ。ヒルトンはこの動きを賦役の終焉、農奴制の崩壊、封建的生産関係の解体の先駆であると解した。同時期・同地域の典型荘園では却って農奴化が進行したことを実証している（新著一二七頁）ことを考慮すれば、ヒルトンが農奴賦役に基礎を置く典型荘園を封建的生産様式の基軸とみなし、金納化、リース化などの非典型荘園的要素をその解体要因とみなしていることは明らかである。この考え方は、ヒルトンのみならず我国の従来にもよく見られる、いわばなじみ深いものであるが、しかし十三世紀の非典型荘園や非典型荘園的要素は、本当に封建的生産様式の解体要因なのであろうか。これが第一の疑問点である。

非典型荘園的要素あるいは非典型荘園そのものは、コスミンス

キーが一二七九年のハンドレッド・ロルズを分析して得た実証の成果であり、十三世紀イングランドの先進地帯であったミッドランド諸州の荘園においてさえ、それらは総てが農奴賦役によって維持されていたわけではなく、様々な雇用労働力にも依存し、テナントからは金納化された地代が收取されていたことが明らかになった。その際、彼が非典型荘園を典型荘園の亜種、偏差とみなしていたことはこれまでもよく知られているが、非典型荘園的要素あるいは非典型荘園を、封建的生産様式の解体要因とみなしていたかどうかは、必ずしも明らかではない。コスミンスキー説では、農奴賦役が直営地耕作に不十分な量しかないという点が、非典型荘園を典型荘園から区別する重要なポイントであり、このことを踏まえた上で、テナントが金納化された地代を支払うことや、自己維持に必要な規模の保有地を持たぬテナントの占める率の高いことなどが、非典型荘園的要素と呼ばれたのである。従ってこの要素が農奴制の解体要因とみなされるには、荘園内での要素が封建的生産様式、すなわち領主が農民に土地を保有させて、その剰余生産物を収奪する以外には収入の道、従って生存の方法がないという状況を否定しつづつあるということが示されねばならない。そこで非典型荘園的要素、例えば金納化やリース化という現象が、封建的生産様式を解体させる契機を自らの内に持つのか、あるいは当時の時代背景の中で解体契機となり得るものかを問うてみよう。

まず金納化について。『資本論』では金納化の意義は二段階で説明されている。第一は地代の形態が生産物から貨幣へと変化したことよって、封建地代としての本質は何ら変わらないとい

う点であり、第二は、それにも拘らず、貨幣地代はそれを可能にする社会的生産力の上昇と商品生産の展開を前提としているため、剰余生産物が他の地代の場合より生じやすいこと、さらにその結果、貨幣地代は封建地代の解消形態たり得るということである。この二つの点は従来混同されがちであったが、区別して理解すべきである。まず第一の点について。『資本論』によれば、地代が金納化されても「直接生産者は相変わらず相続またはその他の伝統による土地の占有者であつて、彼はこの自分の最も重要な生産手段の所有者である領主に、余分な強制労働すなわち不払いの無等価でなされる労働を、貨幣に転化した剰余生産物の形態で支払わなければならない」（大月書店版全集第二五巻一〇二二頁）。すなわち貨幣地代あるいは金納化そのものは封建的生産様式の解体契機ではなく、むしろ維持の契機でさえある。次に第二点について。このように維持の契機である貨幣地代が封建地代の解消形態でありうるのはどのような場合か。それは生産力の上昇によって封建地代を生み出す生産関係との矛盾が深まる場合の外はない。

つまり生産力が上昇して剰余労働が増え、従来領主が地代として收取していたものの外に余裕が生じた場合、直接生産者が生産手段の占有者である以上、領主はその余裕を従来の生産関係以外の方式で吸収しなければならなくなる。それは例えばマルクスが『資本論』第三巻第四七章第四節で述べているような借地農業者による把握の場合である。この場合には貨幣地代は封建地代の解消形態たり得る。このことが可能なのは、上述のように生産物地代の貨幣地代への転化は「商業や都市工業や商品生産一般が、従ってまた貨幣流通が既にかんがりの発展を遂げていることを前提と

する」からである(同一〇二二頁)が、しかし「前提する」とは、必ずしも商品生産の展開があれば地代が金納化されるということではない。逆に商品生産のかんりの発展が、地代の金納化を可能にしていることにすぎない。従って金納化が実現する程に商品経済が展開していたとは言えるが、そのことは直ちに、封建的生産様式を解体する程の展開であったということにはならない。このように地代の金納化という現象は、封建的生産様式維持の段階と解体の段階とで、その意義に差があるという認識とともに理解されるべきである。

次にリース化はどうか。リースは保有地を農民に一定期間、有料で貸し付け、その土地からの全収入は農民のものとする方法である。ヒルトンは実質的には農奴保有と大差ない場合でも、リースという形式が解体要因として重要であるとするが(新著一四五—一六頁)、これには賛成できない。むしろ金納化の場合と同じく、リースは生産力の上昇、剰余生産物の生じる可能性の有無によって、一種の貨幣地代として封建的生産様式維持の機能を果す場合と、その解体の契機になり得る場合とがあるのではないか。

金納化・リース化を分析する際の上述のような基準によって、ヒルトンの挙げたグロスター修道院領の場合を検討しよう。この例の場合、その金納化・リース化が、従来の搾取体系では剰余生産物の余裕を吸収できないために取られた方策であるのかどうかの検討を、ヒルトンが行っておらず、関心は専ら保有の形式にのみ注がれている。しかもリース化は自領内の一部の保有農に対してのみ行われ、その大部分がある一人の院長の在任中になされていることが実証されているので、むしろ一時的入用のためのもの

ともみなされ得るのではないだろうか。

—非典型荘園的要素を解体要因とみなす考え方は再検討されるべき時期に来ており、今後の課題は、十三世紀イングランドの成熟期封建社会の一要素としての非典型荘園を位置づけることではないだろうか。

二

第二の疑問点。十四世紀中期—十五世紀末イングランド封建社会解体期における、領主と農民の経済的關係について。この時期については主として新著第二—五章で扱われるが、旧著の末尾にもその見とおしが述べられている。それらによればイングランドの農奴制、封建的土地所有は次のようにして解体するという。十三世紀初頭—十四世紀中期には、農民層の分解も一定限度内であり、商品生産の影響も社会の安定を崩す程のものでなく、いわば「静かな社会」である(旧著二六八—一九頁)。ところが一三一五—一七七年の大凶作、一三九九年の黒死病による大幅な人口減少が、「社会のバランスを、農民に有利、領主に不利な方向へむかわせた」(旧著二六九頁)。さらに商品経済の影響の拡大とともに、特に農村経済への浸透の結果として、羊毛生産・醸造業の隆盛、地代金納化への進展、非農業労働者を含む家族規模の大型化、保有地の大規模化など富農の出現と富裕な農業労働者の登場等が挙げられ、また都市経済の一層のブルジョア化が指摘される。一方領主は裁判権を強化したり、農奴賦役の強化を狙うが、農民反乱や逃散等によって労働力確保に苦しみ、また地代生活者化した領主は収入の道を限られて経済的に苦境に立つ。

このような十三—十四世紀前半期（封建社会成熟期）における領主経済の繁栄、農民経済における商品経済の一定の浸透、十四世紀後半—十五世紀（解体前期）における領主経済の没落、農民経済の興隆という図式や、二時期間の移行の契機を人口減少と商品経済の浸透に求める見解は、我國でもなじみ深いものである。

このうち人口減少の評価については、コスミンスキーによる批判以来大いに論議され、現在も決着がついたとは言えないが、評者の力量不足のため本稿では割愛する。ここでは、解体期における領主の没落、農民の興隆という図式と、商品経済の浸透という契機に論点を絞る。この時期、商品経済の影響で本当に農民階級は興隆し、領主階級は没落したのだろうか。

ヒルトンは新著第一章で、被支配階級としての農民を一括把握する必要を力説する。そのような農民 Peasantry の本質的要件として、①農業生産手段を所有する、②第一義的には家族労働力で保有地を耕作する、③共同体、村等に属し、財産と経済力に応じて共同体財産への権利を持つ、④農業労働者など補助的労働者も本来の階級から派生した同一階級構成員とみなす、⑤上層階級と教会・町など諸組織を自活量以上の生産によって経済的に支えている、という五つの規定を与えている。現実には無地農民や富農などが存在するから、①②③の規定が中世農民全体に適合せぬことは明らかである。しかし④の規定によって富農から農業労働者まで広く農民として捉え、さらに⑤の規定によって領主階級に對置して農民階級を規定している。ヒルトンがこのように広い概念で農民を捉えようとしたのは、イングランド封建社会の解体過程において農民の果たした役割、殊に農奴制の桎梏に苦しみ乍らも、

商品経済と深く関わることで束縛の絆を自ら断ち切ろうとする農民を、彼らの「土地所有」の資本主義化という側面から描くという彼の年来の課題の故である。このことは彼の一連の研究の各所に見ることが出来る。そのため新著第七章のウォリックシャーや第十一章のスタフォードシャーの分析においても、本論（第一—第六章）と同様に、常に領主の土地所有のあり方と農民のそれとの対比が行われ、農民的土地所有のブルジョア化と領主的土地所有の反動化、地代生活者化とが対置される。しかしおよそ封建社会において、領主的土地所有と農民的土地所有の對抗ということはあり得るだろうか。この点を問題にしてみよう。

まず成熟期において、封建的生産関係はどの地代形態の段階であらうとも、領主が直接生産者に生産手段を保有させ、その剰余労働を収奪することを本質としているが故に、領主だけの土地所有ということがあり得ないのと同様に、例外を除けば農民だけの土地所有もあり得ず、従ってその二つの土地所有が対立することはあり得ないのではなからうか。生産関係において領主と農民とが対立する関係にあるということ、領主的土地所有と農民的土地所有とが対立するということは、似ているが全く別物である。農奴が事実上の土地所有者だと言われるのは、領主が農奴の剰余労働をできるだけ完全に収奪するために土地に緊縛することの逆の表現にすぎないのではないか。

次に封建社会解体期の場合。前節でも述べたように、社会的生産力が高まり、農奴の生み出す剰余生産物のうち、従来の領主取分の外に余裕が生じ、それを従来の収奪体制では吸収できぬ場合、領主が新たな収奪体制によってその余裕をも収奪するか、借

地農業者が領主と農民の間に介入するか、あるいは農民が自分のものとして、さらに「従来の自分の地代支払義務を質戻して、自分が耕す土地の完全な所有権を持つ独立農民へ転化する」(『資本論』全集第二五卷一〇二三四頁)かという三つの場合が考えられる。第一の場合には領主が借地農業者をも兼ねることになり、

第二の場合には、領主は次第に封建社会の支配階級の一員としての立場から地主としての立場に変わる。第三の場合には農奴は富農化し、自己の土地所有権を持ち得る。但しこれはあくまでも想定であって、マルクスが忠告するとおり現実はずっと複雑である。

ヒルトンが想定した領主的土地所有対農民的土地所有という図式における領主的土地所有は、第一・第二の場合に、また農民的土地所有は第二・第三の場合に当たるところ。しかしいずれの場合にも領主も農民も、もはや成熟期社会での領主、農民ではない。つまり領主が農民から地代を取取る際、領主裁判権に依る外はないという体制ではなく、第一の場合には借地農業者を兼ねた領主が「純粋な貨幣関係」(同一〇二三頁)によって、農奴ではない直接生産者から剰余生産物を取奪し、利潤も地代も我物とする。第二の場合には借地農業者は利潤を我物とし、地代を領主に支払う。第三の場合には農民はもはや農奴ではない、却って他の農業労働者を搾取する可能性もある。従ってこの段階における領主的土地所有と農民的土地所有とは、成熟期における領主対農奴の対立関係とは異なった関係ある。

ヒルトンが農民を広い概念で捉えざるを得なかったように、解體期には富農が出現する一方、農業労働者も登場せざるを得ない。その農業労働者が領主や借地農業者や富農の下で働く時、領

主・農民の生産関係は自らを否定し、資本・賃労働関係に席を譲らざるを得ない。黒死病によって労働者数が減少し、被害をうけるのは没落しつつある領主に留まらぬであろう。

稍荒っぽい言い方ではあるが、ヒルトンの想定しているような図式、すなわち封建社会の解体は領主的土地所有と農民的土地所有の対抗、後者による前者の超克によって成し遂げられるという説明は、成立し難いように思われる。ヒルトンの図式では領主階級は没落することになっているが、ヒルトン自身の実証がこれを否定している。すなわち新著第九章では、十五世紀に領主の牧羊囲込の例を挙げ、富農の囲込は領主囲込に対抗するのがやっとな程度であることを示しているし、第十章では十四・五世紀の領主は、十三世紀の領主より資本形成への投資に熱心であるが、富農の中には熱心なものもいた程度であるという。

以上の二点、すなわち非典型型荘園の問題と、領主的土地所有と農民的土地所有の対抗による封建社会の解体の説明という問題はある意味では戦後我国の西洋経済史を支配してきた問題と言えなくもないだろう。それだけに既に解決済みの議論をむしかえしたかもしれないと危惧している。自らの無知をも顧みず、年来の疑問を提示して諸賢の御教示を仰ぎたい。

(*A Medieval Society* x十三〇五頁 一九六六年 London, Weidenfeld and Nicolson)

The English Peasantry in the Later Middle Ages 二五六頁 一九七五年 Oxford, Clarendon Press)

(京都大学大学院生)